

議案第46号

斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：住民課】

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付（いわゆる広域交付）や戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、戸籍の届書等情報内容証明書の交付及び閲覧が可能となることから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正の内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）戸籍謄本等の広域交付に伴う改正（別表の改正規定）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となるため、本籍地が斑鳩町以外の市区町村の戸籍謄本等の交付事務を追加します。

（2）戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に伴う改正（別表の改正規定）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、行政機関が戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）を取得することが可能となるため、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務等を新設します。

（3）届書等情報内容証明書の交付等に伴う改正（別表の改正規定）

戸籍の届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書の交付請求や届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となるため、届書等情報の内容の証明書の交付事務及び届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務を追加します。

2. 施行期日

令和6年3月1日から施行します。